

2018年5月



葵総合経営センターだより

特集

- ・ 顧問先紹介
～木下精密工業株式会社様～
- ・ 所得拡大促進税制

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



「ループル・アブダビ」 葵総合経営センター 代表 杉浦 康晴 撮影

目次

- | | | | |
|---|-------------------------|----|----------------------|
| 2 | 成長戦略におけるM&A | 7 | 業界をディスラプション（崩壊）させる企業 |
| 3 | 顧問先紹介
～木下精密工業株式会社 様～ | 8 | 今さら聞けない「フィンテック」とは |
| 4 | 所得拡大促進税制 | 9 | 民法改正（5）法定利率 |
| 6 | 医療法人の合併 | 10 | （随想） |
| | | 11 | 康友会ゴルフ・税務労務 |
| | | 12 | ご案内 |

成長戦略におけるM&A

センター代表 杉浦 康晴

確定申告が終わり、少しほっとしたのもつかの間、あっという間に春が過ぎていったように感じられます。

さて、3月下旬に日本M&A協会の国際会議に出席のため、アラブ首長国連邦のドバイに行って参りました。いたるところで建設ラッシュがあり成長を実感する都市でした。中東では多くの国が石油に依存してきましたが、元々ドバイは石油の埋蔵量が少なく、早い時期から石油に頼らない経済振興に努めてきました。今では中東の金融、情報通信産業の中心となっています。

MENA (Middle East North Africa/中東・北アフリカ) の新興地域では人口増加が続いており2000年から20年で53.5%の人口増加率です。(ASEANは30%増) また、平均年齢も27.94歳と大変若く(日本の平均年齢は46.18歳)、市場規模も2000年以降20年で4倍になる予測です。そのような急成長の国での国際会議は大変有意義なものでありました。

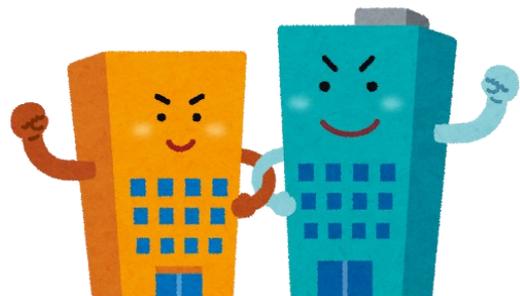
最近、顧問先様よりM&Aのご相談をいただく機会が急増しております。日本国内では、昨今の経営者の高齢化による休廃業や事業承継が課題となる中、もう一方では好景気の波に乗るべく企業買収をしたい企業も増えております。M&Aの手法には株式譲受(株式譲渡)・新株引受・株式交換、事業譲渡合併、会社分割などの様々な手法があります。

適切な企業間のM&Aは、譲渡企業・譲受

け企業の各関係者に大きなメリットをもたらします。「後継者問題の解決」や「業界再編に備えた経営基盤の強化」、「事業領域の拡大」などの経営者様の課題解決の実現にM&Aは有効な手段です。かつては事業承継を考えたら成長が止まると言われることもありましたが、M&Aは企業の「存続と発展」をダイナミックに実現させるための戦略ツールなのです。これからの事業承継は、「成長戦略」として考えるべきでしょう。

近年M&Aなどの業界再編が頻発している建設や物流、薬局業界というのは人手不足が一つの大きな要因といわれています。人口減少と流出に苦しむ地方を地盤に持つ地銀などもそうした業界の仲間入りをしかねないと言われており、安定企業と言われてきた金融業界も今のままでは企業の存続に影響が出てくることが予想されるようになってきました。

これからの中小企業は、働き方改革による生産性向上や人手不足問題への対策、またAI化も進み、ますます「成長戦略」が問われる時代となります。時代の波に乗るべく、M&Aも経営戦略のひとつとして検討していただく良い機会でしょう。



経済産業省「ものづくり日本大賞」受賞

木下精密工業株式会社 様

当事務所の顧問先である木下精密工業株式会社の木下治彦様他4名の方が、内閣総理大臣表彰「第7回ものづくり日本大賞」にて優秀賞を受賞されました。

ものづくり日本大賞は、日本の産業を支える「ものづくり」の継承・発展を目的として、ものづくりの第一線で活躍する各世代から特に優秀と認められる個人・グループを顕彰する制度です。木下精密工業株式会社様は「産業・社会を支えるものづくり」の分野の製品・技術開発部門での受賞となりました。

対象となったのは「縫製現場の生産性向上、合理化、安全に貢献する工業ミシン付帯装置の開発」で、工業用ミシンの手作業による工程を低コストかつ簡易な機構の付帯装置により自動化し、その汎用性の高さから国内外の生産現場に幅広い導入実績を有する点が評価されました。代表的な自社製品である下糸自動交換装置（オートボビンチェンジャー）は、手動で行われていたボビンの交換作業を自動化した製品で、ボビン交換にかかる時間を従来の1/8に短縮することに成功しています。

既に当該製品は国内外で大きなシェアを誇っており、今後も益々のご活躍が期待されます。

（経済産業省HPより一部抜粋）



○会社概要

《商号》	木下精密工業株式会社
《代表者》	代表取締役 木下治彦
《所在地》	名古屋市北区丸新町201番地
《事業内容》	工業用ミシン部品製造 一般産業機器精密部品製造 航空宇宙部品製造
《設立》	1970年
《資本金》	3,800万円
《従業員数》	70人
《TEL》	052 - 902 - 3331
《URL》	http://www.kinoshita-abc.jp

所得拡大促進税制

葵総合税理士法人 税務会計部 張本 美佳

平成29年度税制改正により所得拡大促進税制が一部改正されることとなりました。この改正は平成29年4月1日から平成30年3月31日までに開始する事業年度に適用されます。

・所得拡大促進税制とは

青色申告書を提出している法人又は、個人事業主が、次の3要件を満たした場合、雇用者給与等支給増加額(※)の一定割合を法人税額又は、所得税額から控除できる制度

※適用年度の雇用者給与等支給額から基準年度の雇用者給与等支給額を引いた金額

要件①

雇用者給与等支給増加額の基準雇用者給与等支給額に対する割合が一定割合（大企業：5% 中小企業：3%）以上になっていること

要件②

雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること

要件③

平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること

要件①について大まかに言いますと、適用年度の給与総額が基準事業年度の給与総額と比べて、一定割合以上増えている、ということです。法人であれば平成24年4月から平成25年3月に期首を迎える年度、個人事業主であれば平成25年を基準事業年度とします。平成25年4月1日以降に会社を新規設立していて、基準事業年度が存在しない場合は、同日以後に開始するもっとも古い事業年度の給与等支給額の0.7に相当する金額が基準雇用者等給与等支給額となります。

要件②は、給与総額が前年を上回っている、ということです。所得拡大促進税制の適用1年目であれば、要件①を満たす場合、自動的に要件②も満たします。しかし、適用2年目からは比較の対象が異なるので、注意が必要になります。

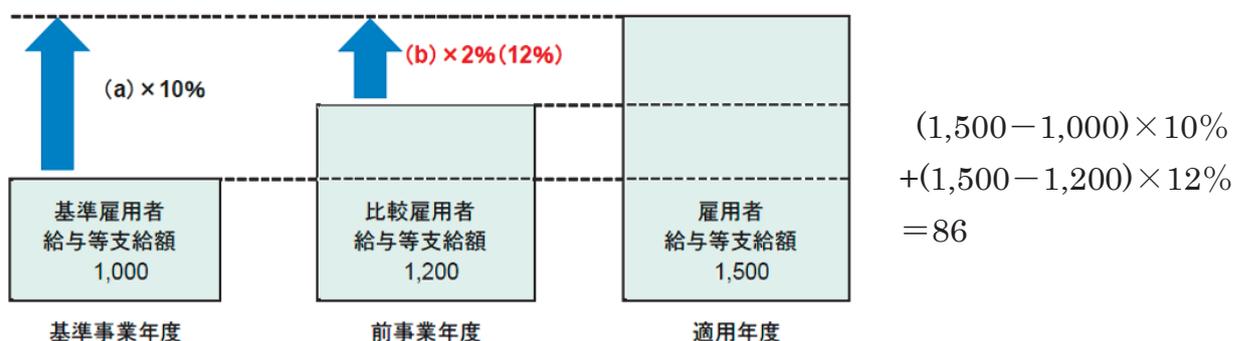
要件③は、継続雇用者の平均給与が前年比を上回っている、ということです。ここでいう継続雇用者とは、前事業年度、適用年度でそれぞれ1回以上給与等の支給がある国内雇用者のことであり、そのうち一般被保険者つまり、雇用保険料を支払っている雇用者の給与部分が計算の対象となります。

なお、ここでいう給与には、使用人兼務役員を含む役員の給与、退職手当等の給与所得とされないものは含まれないのでご注意ください。

ここでは中小企業（資本金1億円以下）に絞ってお話させていただきます。

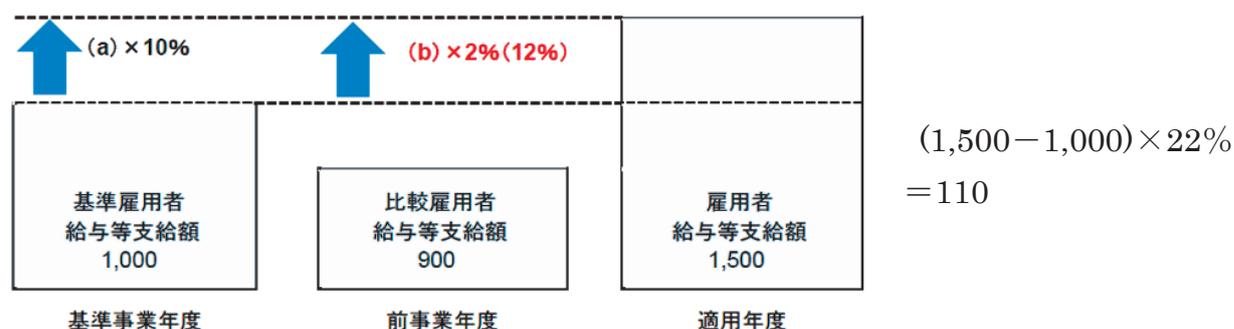
従来の適用では、要件をすべて満たしていれば雇用者給与等支給増加額の10%相当額を税額控除することが出来ました（当期の税額の10%が上限）。今回の改正において、要件①要件②について変更はありません。要件③において、適用年度の平均給与等支給額が前期の平均給与等支給額に対して2%以上増加した場合には、当期の雇用者給与等支給額から基準事業年度の雇用者給与等支給額を控除した額の10%相当額が税額控除できます。さらに、そのうちの当期の雇用者給与等支給額から前期の雇用者給与等支給額を控除した額に対しては、12%相当額を上乗せして税額控除することができるようになりました。

パターン1



また、所得拡大促進税制を適用できる例として以下の場合も考えられます。この場合、当期の雇用者給与等支給額から基準事業年度の雇用者給与等支給額を控除した額の22%相当額を税額控除することが出来ます。

パターン2



なお、適用年度における平均給与等支給額の前年対比が2%以上増加していなくても、適用条件をすべて満たしていれば従来同様、雇用者給与等支給増加額の10%相当額を税額控除することが出来ます。

出展・引用：

経済産業省 所得拡大促進税制 ご利用ガイドブック～平成29年度税制改正～

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/syotokukakudaisokushin/syotokukakudai.html>

デロイト・トーマツ 所得拡大促進税制の見直しについて～平成29年度税制改正～

<https://www2.deloitte.com/jp/ja/pages/tax/articles/bt/japan-tax-newsletter-may2017.html>

医療法人の合併

杉浦行政書士事務所 加藤 紀男

「医療法人の合併」というと聞き慣れないかもしれませんが、医療法では医療法人の合併が規定されています。ここでは、社団医療法人の吸収合併を取り上げます。

1. 吸収合併とは、合併により消滅する医療法人の権利義務全てを合併後存続する医療法人に承継させるものです。
2. 合併前後の法人類型は次のとおりになります。

＜合併前の法人＞	⇒	＜合併後の法人＞
持分なし社団と持分なし社団の合併	⇒	持分なし社団
持分なし社団と持分あり社団の合併	⇒	持分なし社団
持分あり社団と持分あり社団の合併	⇒	持分あり社団
持分なし社団と財団の合併	⇒	持分なし社団又は財団
持分あり社団と財団の合併	⇒	持分なし社団又は財団

3. 吸収合併契約の必要的記載事項は、次の通りです。
 - ① 存続する医療法人及び消滅する医療法人の名称及び主たる事務所の所在地
 - ② 存続する医療法人の吸収合併後2年間の事業計画又はその要旨
 - ③ 吸収合併の効力発生日
4. 吸収合併契約については、総社員の同意を得なければなりません。
5. 合併は、存続する医療法人の主たる事務所所在地の都道府県知事の認可を受けなければなりません。都道府県知事は、予め都道府県医療審議会の意見を聴いた上で、認可をする又は認可をしない処分をします。このことから、都道府県の医療法人を管轄する部局に医療審議会の開催月と、合併認可申請書を正式に提出する期日等を確認した上で、合併の日程を作成することになります。
6. 医療法人は、認可の通知があった日から2週間以内に、その債権者に対し、異議があれば一定の期間内に述べるべき旨を公告し、かつ、知れたる債権者に対しては、個別にこれを催告しなければなりません。この一定の期間は2ヶ月以上となっていますので、この期間も合併の日程を作成するうえで、考慮しておくことになります。
7. 合併の効力は、存続医療法人の主たる事務所の所在地において、吸収合併の登記をすることにより、その効力を生じます。また、消滅医療法人においては、解散登記をします。消滅医療法人が開設している医療機関等については、存続医療法人が開設する施設として改めて許可等が必要になりますので、注意が必要です。

(参考文献：完全理解！医療法人の設立・運営・承継と税務対策)